

高知県森林審議会森林保全部会の議事録

1 日時 令和2年8月3日（月）14時から15時30分

2 場所 高知県立県民文化ホール 4階 第6多目的室

3 出席者

(1) 審議会委員

大石 弘秋	一般社団法人高知県山林協会会長理事（仁淀川町長）
川田 勲	高知大学名誉教授
松本 美香	高知大学自然科学系農学部門講師
内田 洋子	特定非営利活動法人環境の社こうち元副理事長
戸田 昭	森林組合連合会代表理事会長

(2) 高知県

川村 竜哉	林業振興・環境部長
小原 忠	林業振興・環境副部長
二宮 栄一	治山林道課長
河渕 昭人	治山林道課長補佐
高宮 隆	治山林道課チーフ（林地保全担当）

4 会議

(1) 開会

司会（治山林道課長補佐）より森林審議会森林保全部会委員5名の出席を得て、高知県森林審議会規則第3条第4項により本会議が成立している旨報告し開会。

(2) 林業振興・環境部長あいさつ

(3) 議長選出

高知県森林審議会規則第3条第3項により大石弘秋部会長が議長を務め議事に入る。

(4) 審議

令和2年度 高知県森林審議会（森林保全部会）議事録

（大石議長）

規則の定めるところによりまして、議長を勤めさせていただきます大石でございます。委員の皆様には忌憚のない御意見をいただき議事を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから、本日の議事に入りたいと思っております。

まず、高知県森林審議会規則第3条第7項により、本日の議事録署名委員を選出しなければなりません、慣例により議長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(川田委員、戸田委員、内田委員、松本委員)

異議なし

(大石議長)

異議がないようでございますので、川田委員さんと松本委員さんをお願いをしたいと思います。両委員、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、先にいただいております諮問文につきまして、事務局より朗読をお願いいたします。

(治山林道課長 二宮)

諮問文を朗読させていただきます。

2 高治林第378号高知県森林審議会様

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第6項及び第68条第2項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。

令和2年8月3日、高知県知事 濱田省司

1. 林地開発の許可について

(1) 申請者 福岡県直方市大字感田2433番地1

株式会社NEO 代表取締役 大森盛幹

場 所 土佐市宇佐町宇佐字小河内3081番ほか 以上です。

(大石議長)

ただいま朗読いただきました諮問の内容につきまして、皆様に御検討いただきまして本日答申したいと思います。

それでは内容につきまして事務局から説明をお願いします。

(治山林道課長 二宮)

改めまして、治山林道課長の二宮でございます。本日はお忙し中、ご参集いただき、ありがとうございます。恐れ入りますが、着席してご説明させていただきます。

本日、森林審議会森林保全部会でご審議いただきますのは、土佐市宇佐地区における林地開発許可についてでございます。

お手元の資料のインデックスに「関係法令等」と記入しています1ページと2ページをご覧ください。

林地開発許可と森林審議会の根拠法令としまして、森林法第10条の2及び68条から73条を抜粋しています。これにより開発許可の申請や森林審議会の設置、その組織構成等が定められています。

まず、1ページの森林法第10条の2第1項では、地域森林計画の対象となっている民有林において政令で定める規模を超える開発行為をしようとするものは、知事の許可を受けなければならないと定められています。

政令で定める規模については、3ページをご覧ください。森林法施行令第2条の3になりますが、「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールとする」となっています。

次に森林審議会については、2ページの森林法第10条の2第6項において、知事は森林審議会の意見を聞かなければならないことについて定められています。この、森林審議会から意見を聴取する基準としましては4ページをご覧ください。林地開発許可制度にかかる個別に森林審議会の意見の聴取を要しない基準の第2条では、開発にかかる森林面積が10ヘクタール未満の場合は、森林審議会の意見の聴取を要しないこととされています。

今回、申請のあった開発計画は開発面積が9.6741ヘクタールと、開発にかかる森林面積が10ヘクタール未満の計画ではありますが、「きわめて10ヘクタールに近い開発区域であること」や、「平均傾斜が34度の急斜面地形に太陽光発電施設を設置する計画であること」、「過去に他事業者の開発行為に起因する土砂災害が発生したことで地域住民に避難指示が発令されたこと」などを踏まえまして、同基準の第3条にあります「知事が特に必要と認める場合」を適用しまして、森林審議会にお諮りするものでございます。

このことを踏まえ、5ページを御覧ください。

高知県森林審議会規則を付けておりますが、その中の第4条で林地開発に関する事項と保安林解除に関する事項は、森林保全部会が所掌することとなっておりますので、今回の開発申請につきましては、森林審議会に置かれた森林保全部会にお諮りするものでございます。

それでは、開発許可申請の説明に移らせていただきます。

森林審議会森林保全部会【審議資料】お聞きください。インデックスには審議資料と記入しています。

初めに、開発計画の概要について説明させていただきます。

まず、審議資料の①開発計画の概要をご覧ください。

1の開発申請者につきましては、資料1に会社概要を添付しておりますが、福岡県に本社を構え、太陽光発電をはじめとするエネルギー環境関連事業を中心に全国展開している「株式会社NEO（ネオ）」となります。

2の開発行為に係る森林の所在場所ですが、資料2申請地位置図をご覧ください。申請地は、土佐市高岡町から約7キロメートルの場所に位置し、開発地の南側は宇佐地区の集落と太平洋に面しています。

3の開発行為にかかる森林の面積ですが、9.6741ヘクタールとなっています。

4の開発行為の目的は、経済産業省のFIT認定を受けた太陽光発電施設を設置するための事業用地造成となっています。

次に5の土地利用計画についてですが、次の4つに区分されています。

まず、太陽光発電施設を設置する土地や洪水調整池を設置する土地、また、作業道路を含む、開発後に森林とならない「事業用地」が9.6741ヘクタールとなっています。

次に、既存の作業道路のうち、事業用地として使用しない土地で樹木を植栽することで森林に復旧するとしています「造成森林」が0.2059ヘクタール。

次に、開発後も残置させ地域森林計画に基づいて適正に管理することを義務づけています「残置森林」が7.4039ヘクタール。

最後に林地開発許可制度の対象外の土地で県道用地に当たる「森林以外の土地」が0.0255ヘクタールとなっており、この4つの土地を合計した17.3094ヘクタールが、当申請の総事業面積となります。

次に審議資料②申請地内の現況（地形や林況）について、御説明します。

【資料3】を御覧ください。

申請地は仁淀川河口から真西に約3.5キロメートルに位置し、標高は低いところで20メートル、高いところで200メートルになります。

開発計画区域内の地形は、部分的に40度を超過する地形条件も存在しますが、全体を平均した斜面傾斜は34度となっています。また、地質は四万十帯須崎層に属し、開発区域内には至る所に軟硬混在した岩盤が多く確認されています。一部、軽度の溪岸浸食と土石の堆積が確認されていますが、全体的には安定した森林と評価できます。

なお、森林を構成する樹種は広葉樹が主でありまして、希少性の高い植物は確認されていません。

次に審議資料の③周辺地域の特性・施設や環境等について、御説明します。

同じく【資料3】を御覧ください。

申請地は土佐市の南部に位置する宇佐地区に面していますが、申請地の西側には県道土佐伊野線と2級河川中口川が宇佐湾海岸線へと走り、沿線には多くの農地や住家が存在します。

同地区は昔から農業が盛んな地域で平野部ではビニールハウスによる施設園芸、山地では土佐文旦などの果樹栽培が行われています。また、沿岸漁業も盛んで、近年はウルメイワシのブランド化を確立した水産加工業も活発で、これらが地域の主な基幹産業となっています。

開発区域周辺の環境としては、自然条件を活かしたマリンスポーツやホエールウォッチング等が体験できる観光スポットである宇佐湾が近接していることや、宇佐地区から横浪黒潮ラインを西へ進むとリアス式海岸の横浪半島を眺望できることから、多くの観光客が訪れている美観区域が存在することなどが挙げられます。

審議資料の2ページをお開きください。この写真は宇佐大橋を渡った対岸から申請地を臨んだものです。また下段の写真は申請地内の写真となっています。

次に、審議資料の④開発計画と地域事情の関係について御説明します。

同じく【資料3】を御覧ください。

当該開発地においては、過去に他事業者が行っていた開発に起因する土砂災害が発生したことで、下流域の住民に対して避難指示が発令されたこともありまして、開発行為に対する地域住民の反感は強く、昨年度、当該開発計画に対して2千名を超える反対署名が県に寄せられています。

土砂災害が発生した箇所は平成26年被災箇所と記入している箇所となります。なお、申請者においては、宇佐地区住民からの開発事業に対する反対を受けて、開発区域や開発規模を大幅に縮小した計画に見直すなど、地域への配慮があった事実についてもお伝えします。変更前の開発区域は緑の点線で囲った区域に太陽光パネルを設置する計画となりました。

次に、審議資料3ページの⑤当該開発計画にかかる関係法令について御説明します。

まず、【資料4】を御覧ください。

高知県が策定している「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン」となっています。このガイドラインでは、太陽光発電事業者が、事業を実施するにあたり、事前に災害発生リスクや地域住民への影響等を適切に把握し、対策を講じることなどにより、太陽光発電事業が地域と調和した事業となることを目的として策定したものです。

本ガイドラインでは、太陽光発電施設の設置・運営に関し、法令上の規制がない場合でも、遵守いただきたい事項を例示するなど、事業者の自主的な取組を求めているところです。なお、本ガイドラインは、固定価格買取制度における認定を受け、全量売電を主たる目的とする出力50kW以上の事業用太陽光発電施設を対象としていまして、主に、

- 一 市町村への事業概要書の提出
- 二 地域への事業内容の事前説明・協議・合意形成
- 三 合意形成に基づく適切な施工・維持管理・廃棄等

の3点について手続きを取ることと、太陽光発電事業が地域と調和した事業となるように、適切に進めることをお願いしているところです。

次に、森林法に基づく林地開発許可制度について、御説明します。

【資料5】の4ページを御覧ください。

開発行為の許可については、法第10条の2第1項で次のように定められています。

「地域森林計画の対象となっている私有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とされていますが、この「政令で定める規模」につきましては、先ほどご説明しました内容と重複しますので、割愛させていただきます。

「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合、第10条の2第2項において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。」とされています。故に、申請があった場合には、許可の基準となる4つの各号について審査することになります。この、4つの各号について御説明します。

- 1 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害

を発生させるおそれがあること。

1の2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

2 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により、当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

3 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

となっておりまして、審査の結果、開発計画がこれらの4つの基準に該当しないと認められる場合は、開発を許可する運びとなります。また、許可に当たっては、森林審議会及び市町村長の意見を聞かなければならないとされています。森林法については以上となります。

最後に、土佐市が制定している条例についてですが、この条例は、土佐市における豊かな自然環境、美しい自然景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としたものでして、再生可能エネルギー発電設備設置事業を行う場合で、事業区域の面積が5,000平方メートルを超え10万平方メートルを超えないものが、条例の適用を受ける事業となっています。

申請者においては、林地開発申請が許可処分となった後に、当条例の手続を執る予定であることを申し添えます。

以上、関係法令について、ご説明させていただきました。

次に、審議資料3ページ⑥開発の計画内容について御説明します。

まず、【資料6】を御覧ください。

当資料において、赤線で囲んでいる区域が当申請の開発事業の総面積を示すものです。また、赤線区域内に紫色の線で示している土地が太陽光発電施設を設置する土地となり、自然斜面に太陽光施設を設置する土地と切土造成して設置する土地の位置は、引き出し線で示しているとおりです。また、青色線で囲んでいる土地が洪水調整池となります。洪水調整池から放流する水は、土佐市が管理する排水施設に接続放流した後に、2級河川中口川へと流れ込みます。

このことを踏まえまして、当申請についてであります。

1 開発区域内の土地は、県道土佐伊野線沿いにある道路用地と土佐市が管理する排水施設用地並びに赤線道を除いて、全て開発申請者が所有しています。

- 2 申請者は事前に開発地内を調査（踏査）した結果に基づいて、開発計画区域の土質は全体的に軟岩を想定した計画としています。
- 3 開発計画区域内には過去に開設された作業道路があり、進入口を新たに開設する以外は、既存の作業道路を利用する計画としています。なお、道路路面は舗装する計画としています。
- 4 太陽光発電施設を設置する土地は切土造成地と自然斜面の二通りで、自然斜面については表層土を除去する計画としています。

次に【資料6-1】を御覧ください。

開発区域入口部の拡大図となっています。

- 5 擁壁等の構造物は、県道に接続して開設する作業道路入口部付近の一部と洪水調整池に計画しているのみで、開発面積に反して小規模な構造物計画としています。構造物の構造図については資料7の洪水調整池一般図、資料7-1洪水調整池縦断面図、資料7-2排水塔構造図、資料7-3の擁壁の構造図、排水施設の構造図、資料7-4取水桝、放流桝などとなっています。

資料1にお戻りください。

- 6 開発で発生する水は洪水調整池で調節して、土佐市が管理する法定外公共物（コンクリート張り水路）に接続放流する計画としています。その後、水は2級河川中口川へと流れこみます。資料6-2に排水計画平面図を添付しています。降雨は水色の矢印に沿って洪水調整池へ導かれます。
 - 7 太陽光発電施設を設置する自然斜面については、植生シートや木柵を施工することで地表面を保護する計画としています。
 - 8 工事中に発生が想定される濁水対策としましては、開発区域内の谷地形部要所に沈砂池を設置（5箇所）するほか、降雨前、降雨中、降雨後のそれぞれの状況に応じて対応する計画で、フローチャート化しています。
 - 9 開発行為で発生する土砂は、全量、高知市内の有料残土場に搬出する計画としています。
 - 10 開発行為で発生する立木は、全量、産業廃棄物として処分する計画としています。
- 以上が当申請の主な計画内容となっています。

なお、7と8の内容につきましては、後ほど、個別の審査項目で詳細について御説明させていただきます。

それでは、ここからは開発申請の審査について、4つの許可要件の順にご説明させていただきます。

「審議資料」3ページの⑦森林法における4つの許可要件と、A3の「林地開発許可技

術審査表」、インデックスには審査表と表示しているものを併せてご覧いただくようお願いします。

審議資料の⑦では、4つの許可要件について記載していますが、先に御説明しました「関係法令」と重複いたしますので、割愛させていただきます。4つの各号の個別審査項目について御説明します。

審議資料4ページの⑧に移ります。ここでは、⑧開発許可申請に対する森林法第10条の2第2項各号に係る個別審査としまして、各号を、さらに細分化して審査しています。

それでは、4つの許可要件の1つ目となる「災害の発生のおそれ」について、1から6の項目についての審査結果を御説明します。

まず、項目1の「開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。」ですが、当申請では、太陽光発電施設を設置する土地は切土造成地と自然斜面の2種類としていますが、自然斜面を有効活用することで切土造成する土地の面積は開発する全体面積に対して約3分の1以下に抑えていることから、計画発電量を確保するための最小限度の土砂量に設定していることが確認できます。

なお、開発で発生した土砂を開発区域外に搬出残土することは、経済的に不利となるため、一般的な開発では、開発地内で盛土して処理する事例が多いのですが、当申請では、周辺環境を考慮しまして、構造物の裏や基礎部の埋め戻しを除いて、開発で発生する土砂の全量を開発区域外の有料残土場に搬出する計画としています。

旧開発計画では切土量836,000立方メートルであったことを申し添えます。

次に、項目2の「切土、盛土又は捨土を行った時は法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであることが明らかであること。」についてです。

当該開発申請では、太陽光発電施設を設置する用地を確保するために一部の区域で切土造成を計画していますが、事前に申請者が行った地質調査でも開発区域内の多くの箇所が岩盤質の地盤が確認されています。また、切土造成する土地付近においても岩盤が確認されていますことから、造成工事の早期段階で岩盤が露出する確度が高いと判断しました。

開発地内で確認できた岩盤の状況については写真のとおりですが、比較的硬質な岩盤であることを、治山林道課の現地調査においても確認しています。

このことを踏まえて開発申請の設計を確認しますと、造成する土地の切土法面については最大で4段を計画していますが、切土する土地の岩質は「軟岩」を想定していることか

ら、基本的には「開発行為の技術基準」で定めている擁壁等を要しない勾配の上限に該当する60度を採用しています。

ここで、【審議資料】の5ページの表と【資料6】の図面を御覧ください。

5ページのこの表は、開発行為の技術基準から抜粋したものです。切土法面の勾配を規定して、擁壁等を要しない切土勾配の上限は、それぞれ土質に応じて決められています。開発計画の設計値と開発行為の技術基準値を比較すると、【資料6】の平面図右上に切土法面の断面が表記されています。

計画では、切土法面の最下部の段を6分で、その上2段については1割で切土する計画としています。この数値を度数に換算すると、6分が59度、1割が45度となります。開発行為の技術基準では、「擁壁等を要しない勾配の上限」は軟岩の場合60度としていますので、基準を上回る設計としていることが確認できます。

この設計につきましては、申請者から提出のあった地質調査報告書並びに治山林道課が行った現地調査に基づき、妥当であると判断しました。

なお、4段ある切土法面のうち、最下部は59度（6分）で切土したうえでコンクリート擁壁で被覆する設計としています。コンクリート擁壁の被覆は資料7-3で構造図を張コンクリートとして示していますが、擁壁の厚さは0.50メートルとしています。

次に、項目3の「切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。」についてです。

【資料9】を御覧ください。

この図面では、開発した切土法面等の緑化計画を示しています。茶色に着色した部分が厚層基材吹付工を計画している切土法面です。

厚層基材吹付工とは、植生法面保護工の一種で、一般の植生工が困難な岩盤を緑化する場合に用いられます。基材、接合剤、繊維、種子、肥料、水等を混合し、吹付機械を用いて法面に吹き付ける工法で、3センチメートルから5センチメートル程度の厚さで吹き付けます。

審査項目2のとおり、「開発行為の技術基準」で定めている「擁壁等を要しない勾配」の上限値を採用できる岩盤を想定しているため、基準の上限値で切土する設計にしたとしても擁壁を必要としないが、当申請では、基準値より緩く切土して、最下部についてはコンクリート擁壁で被覆する設計としたうえで、切土法面には厚層基材を吹き付けることで法面保護を図る計画としています。

次に、審議資料5ページに戻りまして項目4の「開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置することが明らかであること。森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。」についてです。

当申請の計画では、切土造成と自然斜面の表層土除去の行為によって土砂が発生しますが、発生する土砂の全量を開発区域外の残土場に搬出する計画としていることから、開発地内に掘削した土砂が残置することがないと判断できるため、切土造成区域内の土砂に起因する災害が発生することはないと判断しました。

【資料9】を御覧ください。

この緑化計画平面図において、青色の四角表記が仮設沈砂池を表しています。自然斜面では表層土を除去する作業が行われますが、あらかじめ、下流部に仮設沈砂池を先行設置したうえで土工作業を行う計画としていることで、降雨によって表層土が流出しても、沈砂池で補足することができると判断しました。

【資料7】を御覧ください。

洪水調整池の図面となりますが、右下の表において年間の堆砂量が算出されています。当申請では、年間約330立方メートルの堆砂を見込んでいまして、月に1度は堆積した土砂を撤去する計画となっています。また、仮設沈砂池についても、適宜、堆積した土砂を撤去して、堆砂機能を確保する計画としています。

なお、仮設沈砂池は5箇所に設置する計画としていますが、県としては、必要に応じて増設設置することや、計画どおり、堆砂した土砂を適切に撤去しているか等について、開発状況を見ながら現場確認を通じて指導する計画です。

次に残置森林についてですが【資料8】を御覧ください。

【資料8】の最後のページになります。残置森林の割合について規定しています。

ここで、残置森林の割合は開発行為の目的に応じて規定されているところ、当申請の開発目的である太陽光発電所用地の造成は「工場、事業場の設置」に該当し「おおむね25パーセント以上」を必要としますが、44パーセントの森林率を確保しています。

審議資料の6ページに戻りまして、項目5の「雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。」についてですが、当申請計画は、自然斜面の利用範囲が大きいことから地形条件を考慮して、開発区域内のうち太陽光発電施設を設置する土地で発生する水については自然流下を基本とした設計としています。

当該地のように急勾配な斜面地や道路に排水施設を設置して表面水を集水すると、地形の変化点や線形が急カーブになっている地点で越水が発生したり、流速が上がることで排水施設の接続部などで跳水することがあります。

このような場合、排水施設の周辺部が洗掘されて災害を誘発する可能性もあります。また、開発区域のほぼ全域が森林に囲まれているため、排水施設が落葉等で閉塞して通水断面が阻害されることについても懸念されます。

以上のことから、開発前と同様に開発区域内の谷に自然流下させることが適当であると判断しました。

【資料9】を御覧ください。

この計画図の内、淡い青色で着色している区域が、太陽光発電施設を設置する土地で、地表面に植生シートを施工することを表しています。太陽光発電施設を設置する計画の自然斜面については、全面に植生シートを施工したうえで、適宜、木柵を地形に沿って配置する計画としています。

平均傾斜34度の自然斜面の表層土を除去すると、地表面を流れる水の流速を軽減する小さな木や草、堆積した落ち葉などの障害物がなくなり、流速を増して開発地内を流れ、短時間で下流域に到達することになります。この現象を軽減することが災害や水害の発生を防止することに繋がります。

当申請において計画している対策工を実施することで、地表面の保護と地表面水の分散効果が期待できるうえに流速が軽減されます。さらに、自然斜面の下部区域には土壌浸食防止機能を有した植生マットによる緑化を計画していますが、表層崩壊の抑止も期待できます。

植生シートの機能については資料10に添付しています。

複数の対策で自然斜面の保護が図られ、開発後も地表面の流出係数が低減できる計画としています。

なお、自然斜面に太陽光発電施設を設置する区域については、一定の範囲について表層土を除去したら、先行して地表面保護の対策を実施することについて、申請者を指導します。

審議資料6ページ、項目6の「下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。」についてですが、当申請では、開発区域内の水は全て洪水調

整池に集水する計画で、集水した水は開発前のピーク流量以下に調節してから排出する計画としています。また、洪水調整池を構成する構造物については、安定計算によって適正な構造設計としていることが確認できます。

なお、洪水調整池の設計に当たっては、開発行為の技術基準で定める30年確率の雨量強度を採用して適切に設計しています。

以上の審査に基づいて、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないと判断しました。

次に、4つの許可要件の2つ目となる「水害の発生のおそれ」についての審査結果を御説明します。

この、許可の基準については、「開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。」について審査しました。

林地開発許可制度では開発で発生する排水については、「排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。」としています。

さらに、「洪水調整池の洪水調節容量は、開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。」と規定しています。

ここで、【資料6-1】を御覧ください。

開発区域の入口部と洪水調整池を図示しています。

赤色線で大きく四角形形状に表記された洪水調整池の中に、水色線で四角に表記されているのが、排水を調節する機能を付加させた排水塔です。この排水塔内に流れ込んだ調節された水が、排水施設管を通じて赤色線の小さな四角で表記している集水桝を經由して、土佐市が管理する排水施設に放流されます。

当申請では、開発行為で発生する水を調節しないで土佐市が管理する排水施設に放流し

た場合、土佐市が管理する排水施設のピーク流量を超過するとして、洪水調整池を設置する計画としています。この洪水調整池については、開発行為の技術基準で定める30年雨量確率強度を採用して適切に計画していることを確認しました。また、排水施設の管理者である土佐市から、開発の水を接続放流することについての同意も得ています。

洪水調整池から排水する水を適切に調節して放流することで、開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下に調節して接続放流する計画としていることを確認しました。

以上の審査に基づいて、水害を発生させるおそれがないと判断しました。

次に、4つの許可要件の3つ目となる「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと」についての審査結果を御説明します。

審議資料の7ページになります。

この、許可の基準については、まず、「1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。」について審査しました。

林地開発許可制度における、「著しい支障を及ぼすおそれがある」かどうかについては、開発行為が行われる森林の水源かん養の機能に依存する地域における住民の生活及び産業にとって、社会通念上一般に必要とされる水量と水質が確保されることを旨として、

ア 開発行為が行われる森林が現に有する水源のかん養機能及びこれに依存する地域への供給関係の実態

イ 当該森林の機能に依存する地域の実態、とくに集落の状態、需要の動向及び他の水源の有無

ウ 開発計画に伴って計画されている水確保のための施設、工事等、たとえば貯水池の設置や導水路の施工

などの措置の内容などを調査のうえ、必要に応じて地域住民の意向等も徴しつつ審査を進めることとしています。

当該開発計画区域で発生する水は、洪水調整池で調節したうえで土佐市が管理する排水施設に接続放流し、その後、中口川へと流れる計画としています。

中口川の右岸側には露地栽培や施設園芸が確認されていますが、当該区域における農業

は打ち込み式井戸を水源としていて、同河川の水を農業に利用している実態報告がないことから、水の確保に対する配慮や対策の必要がないと判断しました。なお、開発事業者が地域住民に対して行った事業説明会で、開発行為が地下水の流れに影響し地下水量が変化する可能性について地域住民から意見があったことを受け、当開発行為が下流域に与える影響を把握するため、地下水位調査を実施する準備が申請者にあることを申し添えます。

また、【資料11】になりますが、申請者が土佐市に対して、当該開発区域を水源に依存する水利用の実態の有無について聞き取り調査した報告書になります。

この調査に対して土佐市は「依存する実態について把握していない」旨の回答をしていますが、地下水位の流れについては地質や地形条件が大きく関係することから、通常、水量変化について、目視等でその実態を把握することは困難で、開発区域内を水源とする地下水が、下流域にどのように流下しているかについての実態が把握できていないため、開発が下流域の水源に与える影響の有無が、開発の許可基準である「水の確保」に大きく関係することから、開発の許可処分に当たっては、開発工事に着手するまでに地下水の水量調査を行うことを許可条件とします。

次に、審議資料8ページの「水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと」の審査にかかる項目2の「2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による資質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。」についてですが、【資料13】を御覧ください。

開発区域内に設置を計画している、仮設沈砂池の構造図になります。この計画にあるカゴ枠は、剛性のある溶接金網を利用した籠形状の2次製品で、籠の中に詰め石をすることで、構造物として成立します。このカゴ枠を複数段積み上げることで、土留工の形状に仕上げ、背面部に堆砂する空間を確保します。また、中詰材を石材とすることで透水性が確保されます。

当申請では、開発計画地の水源に依存する水利用の実態がないことについて申請者から報告を受けていますが、申請者は、開発行為が周辺環境に与える影響を考慮して、濁水の流出軽減を図る必要があると判断し、谷地形部の要所、計5箇所仮設沈砂池を設置する計画としています。

この対策によって、流出する表層土を補足することで土砂の流出防止が図られると判断しました。また、カゴ枠の背面部には透水機能を持つフィルター材を付加させる計画としていることから、濁度の軽減も期待できます。なお、開発中は堆積した土砂を定期的に浚渫することや施設を適正に維持管理することを許可条件とします。

以上の審査に基づいて、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないと判断しました。

次に、4つの許可要件の4つ目となる審議資料8ページの「環境を著しく悪化させるおそれがないこと」についての審査結果を御説明します。

この、許可の基準については、まず、「1 開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。」についてです。

林地開発許可制度では、「環境を著しく悪化させるおそれがある」かどうかについては、これまでの森林における開発行為が都市周辺やその他の地域における無秩序な環境破壊をもたらしたのは、開発者が、周囲に他人の森林が残存するであろうことを理由に、その所有する又は使用し収益しうる森林のすべてを開発してきたことによるものであることを考えれば、森林以外のもので代替することが困難である環境保全の機能を地域住民が受忍しうる程度に維持するためには、開発行為を行うすべての者が、その区域内に一定割合の森林を残すように努め、あるいは、開発行為が一時的な転用である場合には、開発の終了後できるだけ速やかに森林を造成することが必要であるとの考えから、このような森林の残置又は造成する森林の割合及びその配置については、開発の目的などから一定の基準を定めているところです。

当該制度の技術基準で定める森林率につきましては、「土砂災害のおそれ」の審査項目で御説明しましたとおり、残置森林の割合は開発行為の目的に応じて規定されているところ、当申請の開発目的である太陽光発電所用地の造成は「工場、事業場の設置」に該当し「おおむね25パーセント以上」を必要としますが、当該開発計画では開発区域を囲むように残置森林を配置する計画としていて、その森林率も44パーセントの高水準を確保しています。なお、残置森林の規定については、【資料8】の最終ページの表が該当します。

次に、項目2の「騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。」についてです。

当申請では、44パーセントの残置森林を確保し、また、開発区域を囲むように配置していることから、周辺地域に対する緩衝帯としての効果が期待できると判断しました。

次に、項目3の「景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。」についてです。

当申請では、自然斜面を利用して太陽光発電施設を設置する計画としていることから、宇佐地区の海岸線や宇佐大橋付近からは、開発区域が視認できる条件にあります。

これは、地形条件の関係上回避のしようがありませんが、基準以上の残置森林を確保していることや切土法面については種子吹付及び厚層基材吹付で緑化する計画としていることから、適切な措置を講じた計画であると判断しました。

以上の審査に基づいて、環境を著しく悪化させるおそれがないと判断しました。

審議資料の9ページへ進みます。ここからは、その他の一般的な審査項目について説明していきます。

⑨その他の審査項目（一般的事項）についてです。

1つ目として、開発行為に関する計画内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

これにつきましては開発工程表や事業者への聞き取り調査によって、許可後に速やかに着手することが明かとなっています。

2つ目として、開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意、全権利者数の3分の2以上を申請者が得ていることが明らかであること。

開発区域内の土地所有者等の権原者は、開発事業者である株式会社NEOと土佐市、高知県の三者で、このうち高知県が所有する道路用地については占有許可を受けています。土佐市の所有する土地は法定外公共物に当たる排水施設ですが、この土地については、開発許可を受けた後に、土佐市に使用申請する計画としています。

3つ目、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

これにつきましては、開発許可後に、土佐市が制定している「自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の手続が必要となりますが、林地開発が許可となった後に手続を行う計画が明らかとなっています。

4つ目の、申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

これにつきましては全国的に太陽光発電事業等を展開していて、社会的信用が確認できます。開発資金は金融機関からの融資を受けることが確実となっています。

5つ目として、開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であることが明らかであることにつきましては開発面積が認定発電量を確保する

ために必要とする面積であることが認められています。

6つ目の開発行為が周囲の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明かであること。

これにつきましては、開発区域を囲むように残置森林44パーセントを確保することで周辺森林への緩衝帯の役割が期待でき、周囲への影響は少ないと判断できます。

7つ目の開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。

これにつきましては、開発行為が影響を与える可能性がある地域の産業活動としては、特に農業や水産業が考えられますが、地域産業が当該開発計画区域の水源に依存する実態がないことや、開発区域内からの発生が予想される濁水の流出に対しても、適正な対策を計画していることが明らかとなっています。

次に審議資料の10ページをお開きください。

8つ目として開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に管理されることが明らかであること。

これにつきましては「残置森林等の管理に関する誓約書」によって、開発中及び開発後も、地域森林計画に基づいて、残置森林として適正に管理することが明らかとなっています。

次に⑩許可条件についてです。

【資料14】を御覧ください。

開発許可に当たって附する許可条件の一覧と留意事項となります。

当申請に対しては、通常の許可条件に以下の条件を追加します。

赤字で表記しています11番から14番が該当しますが、順に読み上げますと、

11. 造成工事の着手に当たっては、事前にボーリング調査を含めた地質調査を行い、擁壁工の構造を決定している安定計算にかかる設計因子を確認すること。また、調査報告書を提出すること。調査結果が申請している内容と異なる場合には、安定について再計算すること。
12. 開発を許可した森林の下流域には打ち込み式井戸を水源とする施設園芸が多数あるが、開発行為に起因する水源の水量低下が懸念されるため、開発工事に着手するまでに水位調査等を行うことで地下水の水量変化について確認すること。

13. 造成工事区域の工区分けや施工順序、詳細な施工方法など、具体的な計画を記載した施工計画書を提出することをもって工事着手を認める。

14. 工事の着手までに、土佐市が制定する「自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」に基づく協議終了の通知を受けること。

また、留意事項には、

4. 開発行為の計画を変更したときは、地元関係住民に周知すること。

を追加しています。

最後に、森林法第10条の2第6項に規定されている、市町村長の意見聴取についてですが、土佐市長に開発に対する意見を照会したところ、下記の意見をいただきました。

この意見に対する県の考え方や、申請者に対する指導方針を御説明します。

審議資料11ページをお開きください。

①土佐市の開発に対する意見についてでございます。

1つ目として、株式会社NEOは、これまで宇佐地区において3回の住民説明会を開催しているが、現在の計画は、これまで説明してきたものから大きく変更されていることに加え、これまで説明会で参加者から出された質問や意見に対する回答が不十分である。

本市では令和元年12月17日に土佐市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び同施行規則を制定しており、これを遵守し住民への丁寧な説明を行い、質問や要望があった場合には誠実に対応し、理解を得ること。

これにつきましては、土佐市の条例を遵守するとともに、地域住民に対しては事業説明会を開催する等、地域住民と開発事業の調和を図ることについて許可条件とします。

2つ目として、山林の伐採及び大規模な造成により保水力の低下や、周辺流域への環境変化等が懸念されるため次の事項について十分検討し必要な措置を講じること。

流域下流及び周辺部への濁水及び濁水への対策については、沈砂池や地表面保護によって濁水対策を適切に講じています。

流域下流への土砂流出対策としては、沈砂池の設置等対策を適切に講じています。

土石流、山崩れへの対策としては、開発行為の技術基準を上回る値を設計に採用する等、適切な計画としています。

地下水、海水等基幹産業に欠かせない地域資源への対策としては、開発工事に着手するまでに、地下水位の調査を実施することを許可条件とします。

3つ目の住民の生活環境を脅かすことのないよう配慮するとともに、十分な環境保全対

策を講じること。これにつきましては、開発行為の技術基準を上回る値の残置森林を配置する等、適切な計画としています。

4つ目の本市が管理する法定外公用財産の利用に支障を及ぼさないよう、土佐市法定外公共用財産管理条例及び土佐市法定外公共用財産事務取扱の規定を遵守すること。

関係法令を遵守し、土佐市の意見を尊重することについて指導します。

5つ目の漁業集落環境整備事業等の公共施設整備計画に支障が生じないよう関係機関と十分調整を図ること。

これにつきましては、開発行為が他事業に影響する場合は、連絡調整に配慮することについて指導します。

6つ目の計画内容に変更があった場合は、速やかに県及び市に報告するとともに、必要に応じて住民にも周知すること。許可条件の「7 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請等を行うこと。」を遵守するとともに、土佐市に対しても速やかに報告することを指導します。

地域住民に対しても周知を図ることを、留意事項とします。

以上が、土佐市宇佐地区で計画されている太陽光発電施設の設置にかかる林地開発計画と、開発計画に対する審査状況についてのご説明とさせていただきます。

長くなりましたが、御審議のほどよろしく申し上げます。

(大石議長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、これより審議をしまいたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

何か御意見はございませんでしょうか。

(内田委員)

御説明ありがとうございました。

今回のことで現地を見に行ってきました。

洪水調整池ですが、2つの山に太陽光発電を設置した山から出てきた水を受けて中口川に放流をするということですか。

当申請では水理計算が30年確率雨量で計算されています。近年自然災害も多く、その確率を上回る降雨もあり各地で甚大な被害が発生しています。この調整池から排水された水が中口川へ流入した場合、この2つの山から出てきた水を合わせると、中口川の集水面積

以上の流量となりますが、この河川自体にその流下能力があるのか気になりました。そのあたりも含めて計算をされているのか。

計算を上回る災害も発生するので、確率雨量以上の計算もされて住民に説明する等、必要になるのではないかと思います。

また、傾斜が急であり遠くから見えるという資料がありますが、傾斜が急というのがどう働くのか、専門家でないので分かりませんが、それが大丈夫であれば問題ないと思います。

分かっている範囲でお願いします。

(治山林道課長 二宮)

まず、一点目の水が洪水調整池に集まって中口川へ流下するということですが、元々この谷については、2つの山の水がここへ全部の水が集まってきていました。集水区域が変わるということはありません。

面積は変わらないが、開発前より水の流出が早くなるので、洪水調整池においてピーク流量を調整する計算としています。

断面については十分であることを確認しています。

勾配が急ということに対して懸念されておられるということで、この現場、表層土に岩がほとんど出ています。中には厚さ1メートルぐらいの表土があるという箇所がありますが、大半が1メートル未満で表層土が薄い現場です。

下層には堅い岩が出てくると思います。傾斜は急ですが、浸食されて崩れるということは無いです。

説明させて頂きました植生シートについてですが、資料10カタログ3枚目に記載があります。土壌浸食防止機能にどのような機能があるかというカタログが付いていますが、2015年8月、降雨災害を想定した人工降雨実験で1時間降雨量100ミリを2時間連続で降雨させた場合にどうなるのかという資料が付いています。

裸地の場合、浸食が発生していますが、多機能フィルターを設置した場合、浸食が発生しないという結果になってますので、十分な防止機能があると考えています。

(内田委員)

ありがとうございます。

この実験の傾斜も急と思いますが、実験の結果が活かせるのか。

植生シートの活着について、シートは地面に根を張って活着するまでのどれくらいの期間を要するのか気になったところです。

(治山林道課長 二宮)

種子吹付の場合、雨で種子が流れ活着が悪い場合がありますが、多機能フィルターを張る場合は、ここに種子が含まれますので、活着率は非常にいいと思います。

春や秋の施工が適切ですが、その時期まで施工を待つと、切土した斜面を裸地状態で残す期間が出ますので、早期施工を指導します。

植生が見込まれない場合は、再施工が必要だと思います。

(内田委員)

ありがとうございました。

(川田委員)

審議資料の2ページ、宇佐の方から見た山の写真だと思いますが、ここにパネルを設置するとどういう状況になるのですか。

現在、森林の状況が見えていますが、パネルが一面に見えるようになるのですか。

(治山林道課長 二宮)

写真については、パネル設置後どのような見えるか、皆様にお示しする必要があると思ひまして添付しています。

赤の実線の部分については、太陽光パネルが見えるようになると思われます。申請地と書かれている矢印の箇所は切土造成しますので見えにくくなりますが、左側については斜面にそのまま設置しますのでパネルが見えてくるとと思われます。

地形的なこともあり、致し方ないと考えています。

(川田委員)

景観上の問題がどうなのかと思ひ聞いてみました。

私が気になるのは、平成26年に土砂災害が発生したことで、地域の住民の方々は開発に対して敏感になっているかと思ひます。それを前提に災害対策等の基盤整備をされると思ひますが、地域住民との合意を得ないと進められないと思ひます。

これについて、現段階の住民の意向と今後の見通しをお聞きしたい。

(治山林道課長 二宮)

現段階では、住民の反対の声はあると聞いております。今回、許可となった場合においても、実施するにあたっては、住民の意向を無視してまで行うことはいけないと考えています。協議をして合意した中で事業実施するよう指導していきます。

土佐市の条例には地元説明が入っていますので、条例をクリアできないことにもなり、事業に着手はできないこととなります。

(川田委員)

許可するか、しないかを考える上では、地元住民の合意を得られるという、ある程度の見通しが立たないといけない。

地元住民が納得できるような条件を、県あるいは事業者で対応していただけると良いのではないかと。

(治山林道課長 二宮)

事業者は誠心誠意、地元の説明をしていくということを確認しています。県としても地元住民に寄り添って進めていくこととしています。

(林業振興・環境部長 川村)

森林法上は要件が揃えば許可せざるを得ないというところで、住民の合意というのは許可要件に含まれていません。許可の条件の中に土佐市の条例を遵守することを入れることとしています。また、再生可能エネルギーを推進する立場で、市の方とも協力しながら、太陽光のガイドラインの中で事業者に対して、適切な合意形成することを求めていくこととしています。

最終的に住民の皆様にご納得いただけるのかというのは今の時点では見通しが立たないところではありますけれども、事業者に適切に対応するよう求めていきたいと思っております。

(大石議長)

部長からもお話がございましたけれど、森林法上の4つの要件は満たしていると思いますが、資料14にある条件を附して許可をするということですね。

(治山林道課長 二宮)

そうです。

(戸田委員)

質問する前に部長の方から答弁して頂きました。

この森林保全部会が住民の意見を考慮のうえで、判断すべきことなのかどうか審議の中で考慮すべきことだろうと思っていましたが、許可条件の中に付け足しをしてくれるということなので、私から異議はありません。

(松本委員)

ご説明ありがとうございました。私の方からはいくつかあります。

まず3ページの開発の計画内容⑩のところ、開発行為で発生する立木は全量産業廃棄物として処分する計画ということで、産業廃棄物としてせっかくの木材を処分するというのは非常にもったいないということもあります。

雑木であれば流通しても、儲けにはならないかと思うのですが、何らかの流通ができないだろうかというのが気になるところです。これを要件にするということではないのですが、経営計画に入っていないから価格が安いということであれば、届出・条例でしっかりと審議されていれば合法材としては流せるわけで、そういった流通のルートを、業者が選択できるような環境整備を今後検討していただければというのが意見です。

以上が意見ということで、御検討いただければと思います。

次に7ページに移ります。

③の水の確保に著しい支障を及ぼすことがないことのところで、開発工事に着手するまでに地下水の水量調査を行うということなのですが、住民側が影響を懸念しているのは工事の工程中もしくは実施後の地下水の量だと思います。住民の方からも要望が出ると思いますので、着手前に限らず経過観測を入れていただければと思います。

(治山林道課長 二宮)

最初の要望ということですが、雑木といえども貴重な資源ですので、チップやバイオマスなど有効に利用できるよう事業者と話させていただきたいと思います。

もう一点の地下水の水量調査ですが、着手後のモニタリングは必要と思います。開発工事着手するまでにというのは、開発前の水量が分かっていると、開発後に地下水が減少した場合、それが工事に起因するものか判断できません。

まず着手する前に水位調査を行い、着手後の地下水位に変動があるか確認が必要だと思いますので指導していきます。

(川田委員)

最近、集中豪雨が発生し熊本県の球磨川流域で大きな災害がありましたが、これは従来の水理計算では図り知れないぐらいの雨が降ったという状況です。

従来どおりの水理計算をしていいのかどうかという一つのテーマが今回の集中豪雨で出されると思いますが、今回の水理計算では配慮されていますか。

説明していただいた内容は、この開発を行うにあたり障害をどう取り除くかという視点であらゆる条件をどうやってクリアするという説明をされたと思います。県外の事業者が高知県で林地開発を行うのであれば、地元住民にどのような経済的効果を生み出してくれるかというような視点を位置づけておく必要があると思います。

そうでなければ、地元にメリットがありません。

その辺はどのように考えているか説明をお願いします。

(治山林道課長 二宮)

まず1点目の雨量の関係です。30年確率については毎年数字が変わってきているものではないです。基準が変わることもあります。基準が変わった場合は対応する必要がありますが、今の段階では見直してないといった状態です。

地域のメリットにつきましては、事業者には地域に何らかの形でお返ししたいとの考えは持っているようです。FITの関係で、売電利益がどのくらいになって、どのくらい地域に貢献できるか計算できないので、はっきりと分かってくれば地域に何ができるかも、お示しできると聞いています。

(林業振興・環境部長 川村)

地域へのメリットの関係については林地開発の許可という観点ではなくて、太陽光のガイドラインの中で地域との調和を求めています。こういったものが地域におけるメリットを示しながら、事業者の方にも地元説明を進めて頂きたいです。

林地開発許可制度というのは、所有権に基づく私権をどこまで制限できるかというところにつきまます。先ほどの30年確率降雨でいいのかというところにつきましても、想定を超える大雨による災害というのは、林地開発があろうとなかろうと発生する可能性があります。

開発に起因するのかもしれないかというのは、非常に難しいところではありますが、これまでは30年確率降雨で施設を整備するという考え方です。これは林地開発に限らず様々な開發行爲で、30年確率降雨が一般的に用いられている。災害を未然にどこまで防げるか、開発事業者だけに負わせるのかというところが議論になろうかと思えます。

先ほど課長のほうから申し上げたように、基準の考え方については随時、新たな基準が導入される度に、より安全側に見直しされてきてますけれども、どこで線を引くかということになろうかと思っております。

(内田委員)

以前に過去に別の事業者が行った開発に起因する土砂災害が発生したということですが、基本的には同じ場所で開発の規模が小さくなったと説明を受けました。

同じ場所で、完成はしてなく、開発の途中で土砂災害が起こったということだと思えますが、何が原因で土砂災害が起きたのか気になりました。

そのあたりが払拭されないと、住民も今回の開發行爲に対しても大丈夫ですねとは思えないと思うので、ご説明をお願いします。

(治山林道課 高宮)

林地保全担当のチーフの高宮です。

平成26年の災害につきましては、現場において安定計算した構造物が設置されていたわけではなく、盛土もずさんに施工されています。また、林地開発許可制度の対象外で個人による許可を要しない範囲での施工でした。

審査されていない中でずさんな工事が行われていました。また、土佐市の条例に基づいて提出していた図面とは違う方法で施行していたなど、現場の管理自体がずさんであったということが挙げられると思います。

今回の開発に関しましては安定計算された構造物で洪水調整池、道路擁壁も施工するので、計算上安定すると判断しております。

(林業振興・環境部長 川村)

先ほどの規模を縮小したというのは、災害が起こった開発からではなくて、NEOが当初計画していたものから住民説明を経て、反対が出たということで今回、規模を縮小して計画を出し直したということです。

過去の崩壊については大規模開発行為であったというわけではなく、林地開発協議の不要な開発行為でありました。

(大石議長)

他にご意見ないでしょうか。

(川田委員、戸田委員、内田委員、松本委員)

ありません。

(大石議長)

いろいろ貴重な御意見もいただきました。

私も関心したのは松本委員からの立木の使用についてです。有効活用は非常に大事なことだと思っております。ちょうど木柵も計画されておるので、そういったものに活用していくのも一つだと思います。チップや木質バイオマスの燃料にするなど有効に活用していただきたいと思っております。

最近土砂災害が多く、想定を超えるような災害が各地で起きておまして、先ほど部長からもお話がございましたように、これから開発にあたって今後見直しがされていくであろうと思います。

いずれにしても最終的には条件をつけて許可をするようでございますけども、やはり土佐市、住民の合意がなければ、円滑な事業ができないと思います。

それでは、ほかに御意見もないようでございます。

ご審議尽くされたと思いますので、今回の林地開発の許可につきましては、適当ということで御異議ございませんでしょうか。

それでは、皆さん異議がないようでございますので、答申案の作成のために小休止をさせていただきます。

10分程度でございます。

《休憩・答申案作成》

(大石議長)

正会に復します。

事務局より答申案を配布していただいたようでございますので、事務局のほうで答申案の朗読を宜しく申し上げます。

(治山林道課長 二宮)

案

番号

年月日

高知県知事濱田省司様

高知県森林審議会会長川田勲

林地開発許可の案件について（答申）

令和2年8月3日付け2高治林第378号で諮問のあった下記のことについては、適当と認めます。

記

1. 林地開発の許可について

(1) 申請者 福岡県直方市大字感田2433番地1

株式会社NEO 代表取締役 大森盛幹

場所 土佐市宇佐町宇佐字小河内3081番ほか 以上です。

(大石議長)

答申案を朗読していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。

(川田委員、戸田委員、内田委員、松本委員)

はい。

(林業振興・環境部長 川村)

委員の皆様におかれましては、長時間の御審議大変ありがとうございました。
審議の中でいただきました御意見につきましては、しっかりと事業者にも伝えて今後の指導に反映させていただきたいと思っております。
本日は大変、長時間ありがとうございました。

(大石議長)

本日の議事は以上でございますが、これを持ちまして終了したいと思います。
御協力ありがとうございました。
議長としての役目は終わりましたので、事務局に返します。

(治山林道課 河湊)

委員の皆様の熱心な御審議ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会
森林保全部会を終了させていただきます。
ありがとうございました。